

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により檀原市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和八年三月十七日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ラ・ムー檀原醍醐店

所在地 檀原市醍醐町三八〇―一

二 檀原市から聴取した意見の概要

1 危機管理課

(1) 最大震度六強の地震発生が想定できる位置にあるため、最大震度六強の揺れに對する建物及び陳列棚等の対策を十分検討し講じること。

(2) 災害発生時には、地域の一員として、市及び地域と連携しながら対応を図ることを検討しておくこと。

2 文化財保存活用課

将来において申請地の現状を改変する際は、文化財保護法に基づく申請及び届出等を行うこと。

3 環境政策課

(1) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等の公害を防止するため、自己の負担において必要な措置を講じること。

(2) 敷地境界での環境基準値を超過しないよう騒音防止対策に努めること。

(3) 近隣住民からの公害に関する苦情が発生した場合は、事業者自らが適切に対処すること。特に西側及び北側は住宅に近接しているため、二十四時間稼働の室外機等及び荷捌き業務（大型車の後進ブザー及びアイドリング）の騒音には、注意を払うこと。また、廃棄物の収集業務に際しては時間帯に注意すること。

(4) 騒音・振動規制法に伴う特定施設の届出が必要な場合は、申請すること。

(5) 廃棄物の減量化及び資源化に努めること。

(6) 事業活動に伴って、檀原市内で発生した一般廃棄物（ごみ）（以下「事業系一般廃棄物」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び檀原市一般廃棄物処理計画に従って分別、保管及び排出を行う等、排出事業者自らの責任において適正に処理すること。

(7) 事業系一般廃棄物の運搬を他人に委託する場合には、橿原市が許可する一般廃棄物収集運搬業者又は環境省令で定める者に委託すること。

(8) 事業系一般廃棄物を橿原市の処理施設にて処理する場合には、橿原市一般廃棄物処理計画（一般廃棄物の区分及び処理施設への搬入の方法）に従い搬入すること。

4 資源循環課

浄化槽を設置する場合は、奈良県景観・環境総合センターへ浄化槽設置の届出を行うこと。浄化槽の維持管理は浄化槽法の規定によること（下水道接続の場合は、下水道課の指示事項を参照のこと。）。

5 公園緑地景観課

屋外広告物を掲出する場合は、屋外広告物法、橿原市屋外広告物条例・施行規則を厳守し、許可を受けること。

6 建設管理課

市道路を占用及び掘削等する場合は、建設管理課と協議後に申請をし、許可を得てから工事に着手すること。

7 学校教育課

(1) 開発区域周辺は、鴨公小学校及び八木中学校の児童生徒の通学路及び生活圏であるため、工事中及び開店後の物資搬入においては、警備員を配置する等、児童生徒の通行の安全に万全の配慮を行うこと。

(2) 特に休日・夜間等において、青少年等の「たまり場」にならないよう留意し、青少年健全育成に努めること。

(3) 今後、周辺小中学校及びPTA等から何らかの意見・要望等が出た場合には、現時点で予測できる問題であるかどうかにかかわらず、その都度誠意を持って話し合いに応じること。

三 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

四 縦覧期間

令和八年三月十七日から同年四月十七日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで